

電子装置使用による取引規定

第1条（本規定の適用範囲）

本規定は、当行本支店において当行所定の電子装置を使用して各種預金取引等の手続きを行う場合の取扱いを定めた規定です。

当行所定の電子装置を使用する場合は、以下の規定が適用されるものとします。

第2条（電子装置での届出等の方法）

書面で届出ることとなっている手続のうち、当行所定の手続については、当行所定の電子装置への入力等により届出ることができるものとします。

第3条（預金の払戻し等）

（1）普通預金、貯蓄預金、納税準備預金を払い出すときは通帳を提出のうえ、当行所定の電子装置に記名押印またはキャッシュカードの暗証番号を入力してください。（ただし、納税準備預金については、記名押印に限ります。）なお、普通預金、貯蓄預金の場合および通帳の発行がない預金の場合は、キャッシュカード（法人カードおよび代理人カードを除きます。以下、「カード」といいます。）を提出のうえ記名および暗証番号を入力することにより払戻しいただけます。

（2）前項の払戻し手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。

この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。

第4条（振込）

電子装置による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込は、次により取扱います。

（1）当行所定の電子装置に、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、電話番号その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合は、依頼人名も正確に入力してください。

（2）当行は電子装置に入力された事項を依頼内容とします。

（3）第1項に定める依頼内容について電子装置への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

（4）振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料、その他この取引に関連して必要となる手数料を支払ってください。

（5）振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金

等の受領を確認したときに成立するものとします。

- (6) 前項により振込契約が成立したときは、当行は依頼内容を記載した振込金受取書または振込受付書（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので大切に保管してください。

第5条（印鑑照合等）

以下、A. ～D. のいずれかに該当するときに、相当な注意をもって照合または確認等をしたうえは、通帳、印鑑、カードにつき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- A. 当行所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と照合し、相違ないものと認めて取扱ったとき
- B. 当行所定の電子装置の操作に際し使用された通帳が当行が交付した通帳であることおよび入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったとき
- C. 当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったとき
- D. 当行所定の電子装置に店番号、科目、口座番号を入力したカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱ったとき

第6条（規定の適用または準用）

- (1) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定の記載が優先されるものとします。
- (2) 本規定が適用される取引において、本規定に定めのない事項については、当行が定める各商品・サービスにかかる各種規定により取扱います。

第7条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2024.11)